

江戸川区議会本会議において全会一致で不採択となった陳情第54号の説明を区議会議長に求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第92号

受理年月日 平成24年6月18日

付託年月日 平成24年6月21日

陳情者
.

陳情原文

- 1 都市公園法の第十二条の二（都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則）
「都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては、当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする」と記されている。
陳情書の審査結果について（通知）11議送第783号の文中（3）摘要3行目に「公益財団法人えどがわ環境財団の経費負担によって行える旨を規定しているもの」と説明しています。
都市公園法では「管理に要する費用は、当該地方公共団体の」とあり、江戸川区の経費負担で行うと決められています。判断とした根拠に誤りはありませんか。
建設委員会会議録の陳情審査は全会一致で不採択では、自民党は我が会派の理解、公明党は江戸川区土木部の資料で審議、日本共産党は判断3点目で区民への不利益には全く影響しない、民主・ネット・えどがわは、もともとは指定管理者なのに、と書かれていました。
建設委員会は、土木部の資料「区の経費負担による施設の修繕を行う契約行為ではなく」のみで採決しました。都市公園法第十二条の二に照らし合わせると土木部の資料は適正ではありません。
- 2 江戸川区立公園条例の第十三条の三（指定管理者が行う業務）
「一 公園施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること」「三区長が必要と認める業務に関すること」と記され示されている。
協定書第12条（3）の条例文では、改修工事及び大規模修繕はできません。又、三項の区長が必要と認めるに当たるなら、区長の承認書があることになり、開示をお願い致します。
- 3 江戸川区職務権限規程第一条（目的）
「この規程は、組織運営の適正化を図るため、別に定めるものを除き、職務権限の所在及び事案の処理区分を明確にすることを目的とする」
まず一つに協定書第12条（3）第1項及び第2項の規定にかかわらずを考えると都市公園法、江戸川区立公園条例でできないと前文にて示したがこの職務権限規程において該当する説明を求め、特に指定管理者のみがもつ特権・特典と思われる判断をできるとしたことについては、明解・明確に示し願いたいと考えております。
- 4 契約者（指定管理者）からの寄付等（労務提供）を受けられることを示す文の開示
協定書第12条（3）では、乙（指定管理者は協定の受注者であり利害関係が発生している）の経費負担（江戸川区は無償にて受取ることを意味している）により修繕とあります。指定管理者は利害関係のある受注でないことを示すことが必須となり説明責任はかならず発生し、経費負担が寄付ではないことも重要であります。
又、区土木部資料には記載がないので区議会議長から求めることを希望致します。
(裏面に続く)

- 5 江戸川区工事施行規程によると工事の施行について必要な事項を定め、もって工事の円滑適正な施行を図ることと第一条（目的）にあらわしている。
- この規程の第九条「部長は、施行すべき工事について、設計上の基本的な事項及び特に注意を要する事項を明示し、その所属職員をして行わせるものとする。」又、第二十八条の設計等の委託も参考に考えると、陳情書の審査結果について（通知）の摘要文1行目に江戸川区の承認とありますが、この承認する・しないにかかわらず、江戸川区工事施行規程による判断が必要となり、承認された場合、江戸川区工事施行規程により区職員が工事の適正な施行を図らなければならないのです。
- 建設委員会会議録では説明がなく、区の対応を調べる必要があると考えます。特に江戸川区工事施行規程第九条・第二十八条における区職員の給与及び経費は協定書の第12条（3）の乙（指定管理者）の経費負担によりとの記載からの説明は重要です。又、第九条により乙（指定管理者）に工事発注となりませんか。
- 6 公益財団法人えどがわ環境財団の定款から第7条（基本財産の維持並びに処分）
- 「基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する」と記してあります。評議員として、江戸川区議会議員2名と江戸川区副区長から、この定款に照らし合わせて、協定書第12条（3）に支出が適正かの意見を求める必要があると考えます。又、公益財団法人として、寄付に近い行為ができないのではないのでしょうか。
- 7 一事不再議
- 江戸川区議会本会議の採決を尊重し、異議申し立ては致しません。
- 8 江戸川区契約事務規則の第一条から
- 「第一条、江戸川区が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる」
- 前記1都市公園法の第十二条の二と前記2江戸川区立公園条例の第十三条の三に示したことのように、江戸川区のみの発注で「管理に要する費用」を負担するとあることから契約事務規則の第一条にある「別の定め」を確認明示しなければ、陳情第54号の説明にはなりません。したがって、陳情書の審査結果について（通知）11議送第783号に記されている下から3行目の「指定管理者である公益財団法人えどがわ環境財団に対し、特命随意契約や江戸川区の契約事務規則をあてはめること自体に無理がある」は、費用負担は江戸川区にあることから、「指定管理者の負担」とは発注額0円の契約と考えられる特命随意契約に他なりません。
- まず、江戸川区契約事務規則の第一条の「別の定め」を明示ください。又、「別の定め」とは、都市公園法を超えるものでなければなりません。
- 江戸川区土木部からの建設委員会資料として、都市公園法による視点考え方を公園管理の責務を担う職員として示せないことが残念であります。
- 以上、江戸川区議会議長・江戸川区議会議員の調査・判断力をもって回答を頂きたく、陳情致します。